

社会問題委員会 提言書

空き家を地域コミュニティのトリガーに

令和元年 5月



公益社団法人 栃木県経済同友会

令和元年 5 月

宇都宮市長	佐藤 栄 一 様	
足利市長	和泉 聡 様	
栃木市長	大川 秀子 様	
佐野市長	岡部 正英 様	
鹿沼市長	佐藤 信 様	公益社団法人栃木県経済同友会
日光市長	大嶋 一生 様	筆頭代表理事 小林 辰興
小山市長	大久保 寿夫 様	
真岡市長	石坂 真一 様	代表理事 中津 正修
大田原市長	津久井 富雄 様	
矢板市長	齋藤 淳一郎 様	社会問題委員会
那須塩原市長	渡辺 美知太郎 様	委員長 上野 勝弘
さくら市長	花塚 隆志 様	
那須烏山市長	川俣 純子 様	副委員長 伊原 修
下野市長	広瀬 寿雄 様	
		副委員長 木内 久生
上三川町長	星野 光利 様	
益子町長	大塚 朋之 様	副委員長 関口 快太郎
茂木町長	古口 達也 様	
市貝町長	入野 正明 様	副委員長 長谷部 周彦
芳賀町長	見目 匡 様	
壬生町長	小菅 一弥 様	副委員長 吉田 範行
野木町長	真瀬 宏子 様	
塩谷町長	見形 和久 様	副委員長 若月 裕之
高根沢町長	加藤 公博 様	
那須町長	平山 幸宏 様	スタッフ 阿久津 廣行
那珂川町長	福島 泰夫 様	
		スタッフ 加藤 潔
		スタッフ 佐藤 政文
		スタッフ 吉田 恭平
		スタッフ 渡部 渉

目 次

序. 提言書の骨子

1. はじめに（提言の背景）	1
2. 空き家の現状（問題提起）	1
3. 施策提言	
「空き家を地域コミュニティのトリガーに」	
提言1：空き家対策対応組織や地域の協力体制の構築	5
提言2：空き家の利活用施策の推進	8
4. むすびに	11
資料編	12
社会問題委員会 名簿	17

序. 提言書の骨子

1. はじめに（提言の背景）

当委員会では「空き家問題対策～空き家の利活用方策について～」をテーマに、いかに空き家を資源と見立てて利活用をしていくか、様々な面から調査研究を行ってきた。調査研究を進めていくうちに、空き家を利活用する前に空き家を発生させない、また発生した空き家を早期に流通ラインに乗せていく仕組づくりが重要であることが分かった。この空き家問題を喫緊の主要課題と捉え県内25市町各々が積極的に取り組んで行くことを期待して、提言を行うものである。

2. 空き家の現状（問題提起）

団塊の世代が70歳に達し、平成35年には全国空き家数が約1,400万戸に達するとの予測もあり「空き家の第2次大量発生期」の直前に今がある。

3. 施策提言 「空き家を地域コミュニティのトリガーに」

提言1

「空き家対策対応組織や地域の協力体制の構築」

- ◆空き家対策推進部署（専属）の設置を！
- ◆空き家情報のデータベース化と活用を！
- ◆推進ネットワークの構築を！
- ◆自治会との連携構築と当事者意識の醸成を！

提言2

「空き家の利活用施策の推進」

- ◆空き家バンクの活性化により早期利活用・流通活性化を！
- ①登録物件数増加策の実施
- ②流通増加策の実施

4. むすびに

上述した提言は、現時点で考えられる施策に過ぎない。少子高齢化の構造的な問題に起因するが、地方創生に終わりが無いように、空き家がゼロになることも解決することもない。

今回示した2つの提言をきっかけに、地方創生に向けた施策の一環として25市町各々が積極的に空き家問題に取り組み、「老後の生活」、「南海トラフ地震の安全な移住先」、「自然に囲まれた子育てライフ」、「企業拠点進出」等を検討する際に、選択肢の中に素晴らしい資源とポテンシャルに満ち溢れた栃木県の名前が真っ先に挙げられるようになることを期待したい。

1. はじめに（提言の背景）

栃木県経済同友会社会問題委員会では、「空き家問題対策～空き家の利活用方策について～」をテーマに、いかに空き家を資源と見立てて利活用をしていくか、様々な面から調査研究を行ってきた。東京都谷中の空き家利活用の先進地視察や、空き家管理・地域コミュニティ・起業家等の様々な視点からそれぞれの有識者にも話を伺った。特に全国でも有数の実績を誇る県内先進市である「栃木市」の様々な先進的な取組と考え方等について意見交換を行ったり、また県内25市町に対し空き家対策の取組状況の聞き取り調査を定期的に行った。（別添資料①参照）

調査研究を進めていくうちに、空き家を利活用する前に、空き家を発生させない、また発生した空き家を早期に流通ラインに乗せていく仕組み作りが重要であることが分かった。

以上の研究成果を踏まえ、栃木県経済同友会は、空き家の増加に歯止めをかけ、地域コミュニティの存続に少しでも寄与できるよう、施策提言を行うものである。

なお、県内25市町の空き家対策担当の方々には、丁寧に施策等を御教示いただき、この場を借りて感謝申し上げたい。

2. 空き家の現状（問題提起）

(1) 増え続ける空き家

日本では、少子高齢化の深刻化等により、都市部、農村部を問わず、全国津々浦々で空き家が発生し、大きな社会問題となっている。

空き家の増加により、各地で地域活力の低下や地域コミュニティの衰退が進んでおり、所有者不明の空き家・空き地の増加による経済損失等の構造的な問題も懸念されている。

住宅・土地統計調査によると、平成25年の全国空き家数は約820万戸、全住宅の13.5%に上る。内訳では「賃貸用」が52.4%と最も多く、次いで「その他」が38.8%の割合が高く、セカンドハウス等の「二次的住宅」5.0%や「売却用」3.8%は少ない。

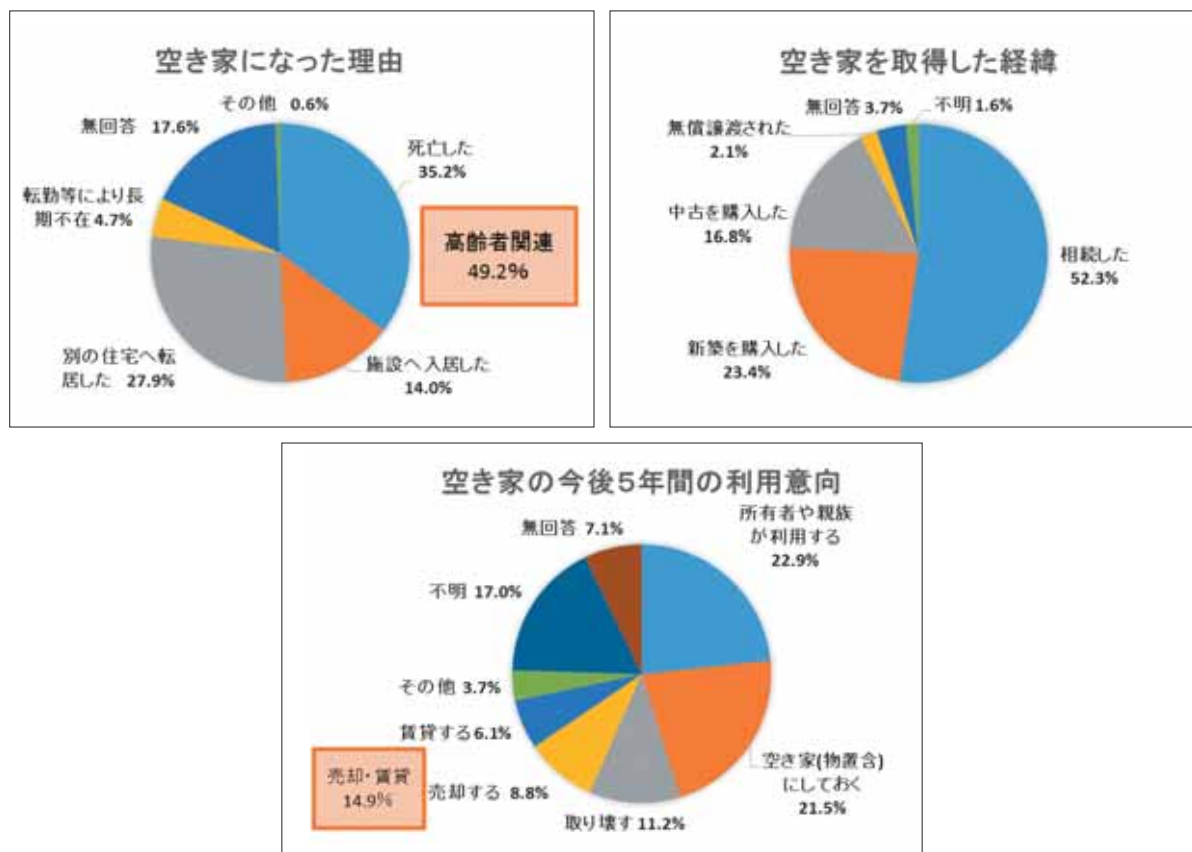
「賃貸用」の空き家は、転居する際にはある程度必要となるが、「その他」の空き家は、住人が長期不在であったり、利用予定が不明確であったり、所有者が遠方で連絡が取れなかったり、状況は様々である。また、「その他」の空き家の中には適正管理されていないものがあり、深刻なものでは、草木の繁茂等の景観の悪化に留まらず、倒壊の危険、火災、犯罪、不法投棄の温床化等により地域住民の生活環境に多大な悪影響を及ぼす事例も出てきている。

栃木県の空き家数は、約14.3万戸、空き家率は16.3%と全国を2.8ポイント上回る。

内訳では、「賃貸用」が53.0%、次いで「その他」が35.0%、「二次的住宅」10.2%、「売却用」1.7%と続く。「その他」の空き家が約5万戸あり、これは宇都宮市の総世帯数の22.3%にも上る。

何故、空き家は発生するのか。国土交通省が実施した2014年空き家実態調査によると、空き家になった理由としては、「(所有者の) 死亡」や「(所有者が) 施設に入所」が半分を占めており、高齢者と関連した項目が多い。また、空き家となった建物を取得した経緯では「相続」が52%を占め、空き家の増加は相続とも密接な関連性がある。

また、空き家の今後5年間の利用意向については、「所有者や親族が利用する」22.9%「空き家(物置)にしておく」21.5%、「取り壊す」11.2%、「売却する」8.8%、「賃貸する」6.1%となっており、利活用の売却・賃貸は14.9%に留まる。



出典：2014年 空き家実態調査 国土交通省

団塊の世代が70歳に到達したこと等から、平成35年には全国空き家数が約1,400万戸に達するとの予測もあり「空き家の第2次大量発生期」の直前に今がある。そして着目すべき点は、色々な問題をはらむ「その他」の空き家が今後加速度的に増加する点であり、この空き家問題の解決への糸口は、「その他」の空き家の増加の食い止めに他ならない。今こそ、官民が協力して何らかの策を講じる必要がある。

(2) 所有者が明らかなうちに対策を

民間組織の「所有者不明土地問題研究会（座長：増田寛也氏）」が平成28年時点（2016年）で所有者不明土地は約410万ヘクタールで九州の全面積より大きく、2040年には720万ヘクタールと北海道本島の規模に迫る可能性があり、放置すれば約6兆円の経済損失が生じるとの試算を出した。

所有者不明の場合、固定資産税徴収や土地の活用及び流通に支障が生じることは言うまでもないが、その所有者は市町外に移転している場合も多く、住民票や戸籍附表等を取得し追跡していく等、特定には多くの時間と労力を要する。さらに、相続未登記を長期間放置すると代替わりとなり、法定相続人がねずみ算式に増え、相続人全員を特定し同意を取り付けることは不可能な状態へと追い込まれていく。

これは、個人の財産権には踏み込まず、空き家を相続登記するもしないも相続者個人の判断に委ねられており、地価の下落傾向が続き「土地は資産」との前提が崩れていく中、利用見込みや資産価値が低下した土地は、費用をかけて名義変更するインセンティブが薄れ放置されていく。この相続未登記が空き家問題を助長する大きな原因の一つになっている。

そこで、所有者不明土地建物をこれ以上増加させないためにも、被相続人が生存しているうちに、情報の集約等できる限りの対策を打つ必要がある。

(3) 市町が主役

政府でも待ったなしの緊急課題との認識から、平成26年11月に議員立法による「空家等対策の推進に関する特別措置法」を制定し、課税情報の利用や迷惑空き家除却の仕組みを整備するなど、法整備面から後押ししている。

しかし、高度経済成長期の右肩上り時代に確立された住宅政策は、人口減少時代に入っても景気浮揚策として住宅建設を後押しし続けている。また、不動産保有の私権を保障する法体系は、結果として所有者不明の土地を増大させてしまった。今後、政策・制度設計の見直しが徐々に進むものと思われるが、その前に地域が自ら動くことが肝要である。

栃木県においても例外ではなく、この空き家問題を放置していると、人口減少・空き家増加・街の景観悪化に拍車がかかり、行政運営においても大きな支障を来す恐れがある。

県は、2019年度に東京圏から本県へ移住を促す「とちぎWORKWORK（わくわく）就職促進プロジェクト事業」を展開し、移住者と県内中小企業とのマッチングを図り就業に繋げると発表した。技術的な助言や必要な支援を行うこととされている県は、上記の事業などを通し、空き家問題に取り組んでいるが、さらに積極的に市町に対し指導及び支援を行っていただきたいと考えている。

しかし、この空き家問題を第一線に立って主体性を持って対応するのは、国でも県でもなく、市町である。

県内25市町各々、地域環境・人口・産業・空き家数等の事情が違い、施策の優先

順位も違ってはくるが、この危機的状況を打破するには、この問題への対応の重要性を再認識し、各市町が切磋琢磨しながら、県全体の空き家対策に対する気運を醸成していく必要がある。

そして、大きな課題に立ち向かい、有効な施策を打つためには、まず第一歩として「体制の整備」が必要不可欠である。既に整っている市町もあるが、多くの市町が少人数による兼務や二課以上で分担しているのが現状である。是非この空き家問題対策を主要課題の一つと捉え、全ての市町に十分な体制整備をして頂きたい。また、体制整備後の展開も重要であるが、その諸施策についても、是非参考にされたく提言したい。

3. 施策提言

「空き家を地域コミュニティのトリガーに」

提言 1：空き家対策対応組織や地域の協力体制の構築

(1) 空き家対策推進部署（専属）の設置を！

空き家対策と言っても、空き家関連情報の集約や空き家バンクの対応、特定空き家の取壊しまで多岐に渡る。また、人口減少の歯止めとして期待されているのが移住定住促進だが、その受入口となるのが空き家や空き地である。それぞれの施策は相互に関連するものの、一元化した部署で対応されている例は少ない。

これだけ広い範囲を担当し後述の施策を展開する為には、当然市町によって人員体制に格差があるが、専任職員が当たる総合窓口（専門部署）を設置し、積極的に対応すべきと考える。

移住・定住に係る相談等、貴重な外部からの情報にいかにスピーディーに対応ができるかが成否の鍵を握ることは言うまでもない。

(2) 空き家情報のデータベース化と活用を！

前述の総合窓口においては、自治会毎に地図上に空き家箇所が掲載され、空き家の状況や所有者の状況等の諸情報が本人の同意を得た上で閲覧でき、都度更新できる空き家情報を備えられたい。

さらに、併せて空き家の予備軍情報も同様の形で集約することが望ましい。

(3) 推進ネットワークの構築を！

(1)(2)は、効率的に空き家対策を実行するための行政内の人員・システム整備面の提言であり、整っていることが前提条件となるが、情報集約を実践するに当たり、行政だけの力では限界がある。

そこで、一番空き家予備軍情報に接することができるのは、被相続人と普段から直接接し信頼関係を構築している自治会役員、民生委員、ケアマネージャー等となる。特に自治会は、地域コミュニティの核であり、地域住民の生活環境の整備という大義を背景に当事者意識を持って対応しなければならない組織である。

そうしたことから、地域住民に対し自治会役員は様々な働きかけができる数少ないステークホルダーである。

また、民生委員やケアマネージャーも地域の構成員であり、福祉面に活動が制約されることや、なり手不足等の課題は多いものの、被相続人に対し自治会より頻繁に接する場面もあり、空き家問題解決への潜在能力は高い。

現状でも上記三者であれば何らかの事情を把握している可能性が高い。個人情報保護の観点が障壁となるが、本人の同意を得た上で行政内の空き家担当課（情報管理者）に集約することで個人情報の課題もクリアーできるのではないか。

相続や資産運用等の空き家対策に関連する相談を受けた情報や親族の連絡先等の収集を図り、都度データベースの更新を図る形が望ましい。

なお、先駆的な事例として「北九州空き家管理活用協議会」の取組が挙げられる。(別添資料②参照)

【効果】

- ・所有者が存命のうちの実態把握となり、死亡後に調査を開始する場合と比較し、実態把握に時間と労力がかからない。
- ・すでに確立された福祉面での組織体系を活かし、行政組織の横断的な連携により、効率的に情報収集しデータベース化を行い、空き家の発生抑制を行う。
- ・早期に相続人との協議が図られ、早期に活用ラインへの移行が可能となる。
- ・継続所有する相続人に対し、相続登記や空き家管理徹底の指導ができる。

(4) 自治会との連携構築と当事者意識の醸成を！

① 空き家早期発見スキーム

空き家の性質として重要なポイントは、空き家となった期間が短いほど痛みが少なく低コストで利活用でき、逆にその期間が長ければ長いほど加速度的に劣化が進み、やがて朽ち果て「特定空き家」となっていく。言い換えれば、空き家を早期発見し早期に流通活用ラインに乗せることで、空き家が資源となり、地域内の住宅ストック量が守られていく。

そこで空き家の早期発見に、(3)で構築した空き家対策ネットワークで集約した情報を活用し、独居の方が施設に入所したり相続が発生した際には、総合窓口宛に報告し対応していくことが望ましい。

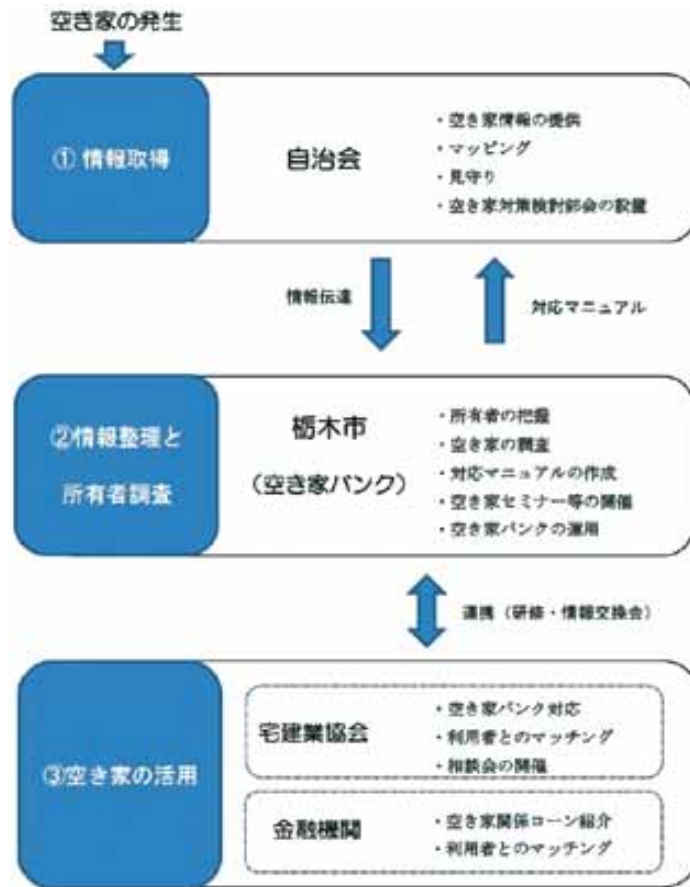
平成29年度国土交通省のモデル事業として栃木市は自治会と連携し空き家かどうか分かりにくい、なりたて空き家の報告を吸い上げる取組を行った。

非常に効果的な取組であり、他の市町での展開に期待したい。

なお、栃木市は平成30年11月に国土交通省から住生活月間功労者表彰に選ばれたが、コストをかけずに取組ができ、他の市町村の参考になる点等が評価された。

実績としては、平成29年9月～平成30年11月迄で、48自治会が参加し、222件の情報が報告されており、相続放棄を除く155件の持ち主に既に通知を出し、15軒の所有者と活用について協議中とのことである。(H30.11.10 下野新聞より)

【栃木市における空き家の早期発見・活用に向けた連携体制】



出典：国土交通省 平成29年度先駆的空き家対策モデル事業より

② 地域住民の当事者意識の醸成

島根県雲南市。人口約4万人で高齢化率36.5%（2015年国勢調査）。

今から26年後の2045年の全国の高齢化率36.8%（国立・社会保障・人口問題研究所の推計）を先取りしている。

ここでは「地域自主組織」として住民自身が地域の課題解決に当たっている。町内唯一のスーパーが2104年に閉店したが、その年の内に廃校となった小学校の教室を改装し「はたマーケット」を開店した。また、車での無料送迎も住民が担っている。地域での暮らしに最低限必要なサービスを住民の手で行う例の一つである。

人口減少時代の到来で既成概念や常識は崩れつつある中、将来にわたり地域コミュニティを持続するために、行政に頼りきりではなく、今こそ地域住民が当事者意識をより高めるための機会と捉え、空き家対策を官民一体となり進めていくべきである。

また、①の栃木市の事例では、当初6自治会（合併前6市町に1つ）との連携でスタートする予定であったが、自治会の当事者意識の高まりにより多くの自治会から自発的に手が挙がり、48自治会でのスタートに至ったと聞いている。

【効果】

- ・空き家の性質を理解し、早期発見し早期に利活用のテーブルに乗せることで、解体ではなく低コストに抑えた改修等により、安定した流通価格の設定が可能となる。購入者への訴求力も上がり、結果として成約数の増加へと繋がる。
- ・地域住民も、放置空き家の問題化を防ぎ、安心安全な生活環境の確保を願っており、自主防災組織として積極的な参画が期待できる。

提言 2：空き家の利活用施策の推進

(1) 空き家バンクの活性化により早期利活用・流通活性化を！

人口減少で悩む地方の自治体などを中心に、早くから進められてきたのが「空き家バンク」である。これまで最も多くの自治体で行われてきた施策であり、空き家バンクを設けている自治体は、検討中を含め全国で1千前後に達する。栃木県においても24市町が運営中または運営予定をしている。

しかし、物件登録・成約実績は空き家バンクによって差が大きいという大きな課題がある。

移住・交流推進機構が2014年に実施した、「空き家バンク」を活用した移住・交流促進自治体調査報告書では、開設以来の累計成約軒数が0～9件に留まるものが49%に達していた。更にもとの調査で、各年度（2015～17年度）の成約件数を見ると、成約件数が0件という空き家バンクが毎年2～3割に達しているという結果が出ている。

つまり、空き家バンクを設置したものの、開店休業状態のものが多いのが現状である。栃木県においても例外ではないが、2018年度（4月～12月）の成約実績をみると、賃貸を含めた実績ではあるが、ようやく各空き家バンクが動き出してきた印象を受ける。是非、設置や現状に満足せず、その先の成約件数や活性化を目指してほしい。まだまだ、やり方によっては登録物件や成約件数を増やす余地はあるはずである。（別添資料①参照）

全国で最も実績を出している空き家バンクは、長野県佐久市で2008年度にスタートしてからこれまでの成約件数は400件以上に上る。

また、実績が出ている空き家バンクには共通点があるという。所有者による自発的な登録を待つだけでなく、不動産業者やNPO、地域の協力員等と連携して、積極的に物件情報を収集している。

さらに、問合せがあった場合、物件案内は勿論、生活面や仕事面等様々な相談に応じたり、先に移住した人と引き合わせたりするなどきめ細かに対応している。

自治体職員だけでは対応しきれないので、NPOや住民とも連携をしている。

県内では栃木市の「あったかスマイルバンク」の実績が突出している。平成25～

29年度物件登録件数累計233件、成約軒数累計136件。平成29年度成約軒数67件は、全国トップクラスであり、また解体補助による平成29年度解体件数115件の実績も全国トップクラスである。

つまり、空き家バンクの活性化は、登録物件数の増加とその流通（売買及び賃貸）増加を両輪で考えていかなければならない施策である。

① 登録物件数増加策の実施

前述の空き家の早期発見策にもあるが、早期発見したものを市町で所有者を特定させ、活用方法を確認の上、売却や賃貸の意向がある場合は空き家バンクへの登録を促す。

一番多くあるケースであるが、空き家を"そのまま保有"を選択した場合は、所有者に対し住環境維持の為の空き家管理責任の説明及び管理指導を行うことが望ましい。

また、地域住民の安心安全な生活環境の維持の観点から、自治会と連携を図りつつ、地域住民に対しチラシや説明会等で空き家管理責任意識の醸成を図る。

【効果】

- ・ 空き家バンクの知名度が上がる
- ・ 栃木県全体の空き家バンク情報の精度が上がる

現状の空き家バンクは、市町独自の運営となり物件数やレイアウトや対応力の差が出ており、サービスが一定でないこと等から利用者が伸び悩んでいるが、25市町各々が精度を上げることで、現在ある全国版空き家バンクや栃木県で取りまとめている空き家バンクの精度も向上し、県外からの利用者や相談件数が増加する。

② 流通増加策の実施

現状では、所有者から空き家のままの状態に掲載依頼を受けて、バンクに掲載されているものが多く、物件は、築浅のものから築40年超の老朽物件まで様々だが、中には物が置かれていたり、生活中的の部屋と思われる写真も散見される。とても購買意欲には繋がるとは考えにくい。

そこで、周辺近隣の住環境も地図又は写真で確認できる等、民間業者の手法を参考に購買意欲を喚起する内容の指導にも期待したい。

また、地域での暮らしをイメージしてもらう為に、先輩移住者の感想・エピソードや近隣の商店、公園、神社、小学校等の紹介コラムを併せて掲載してみたいかがか。

日本の住宅流通に占める中古住宅シェアは約15%。80%超の国もある欧米と比較すると圧倒的に低い。中古住宅を安心して売買するために、平成30年4月の改正宅建業法の施行により、不動産業者に売主や買主に対しインスペクションの紹

介を義務付けられたが、普及率は1%にも満たないという。

買い手のリスク軽減しより安心して購入できるよう、空き家バンク登録物件に対しての義務化に期待したい。

“人生100年時代”を考えると、会社で過ごす時間より地域で過ごす時間の方が長く、多彩な地域拠点を創出することにより、より豊かな人生となっていく。拠点の例だが、集会所、こども食堂、母親サークル、認知症カフェ、農園サロン、キャリア女性が集える場所、若者まちづくり塾等、多岐に渡る。

各地域（自治会）からニーズを確認し、ニーズに沿って空き家物件が活用できるように支援することも必要だろう。

改正出入国管理法の成立により、平成31年4月から新制度がスタートする。外国人労働者の増加が予想されるが、以前の労働環境の悪さや失踪者の高止まりも課題として残されており、今後日本が選ばれる国となるためにも、労働環境の改善のみならず、住生活環境の整備を、雇用側である企業が対応していくことも望まれる。

そこで空き家を即時に活用できる資源として、地元企業向けにPRや掲載情報内容の工夫することも有効である。

【効果】

・民間業者の積極的参画

行政では、人員配置にも限りがあり対応に時間がかかるという課題がある。民間業者も一定の売上や利益が見込めないと参入しづらいが、徐々に空き家バンクの登録数や成約数等の取扱件数が増加すれば、自ずと参画する民間業者も増えてくる。栃木市においては、民間業者の協力を得た運営がなされている。

4. むすびに

前述した提言は、現時点で考えられる施策に過ぎない。少子高齢化の構造的な問題に起因するが、地方創生に終わりが無いように、空き家がゼロになることも解決することもない。各市町の特徴を再認識し、様々な施策を講じ、官民連携し磨き上げ続けることで魅力ある地域となり、移住定住人口の増加に繋がっていくのではないかと。

“市町が主役”と述べたが、市町は人員や財政等置かれた状況は様々であり、恵まれた地域ばかりではない。そのような中、25市町全てが空き家問題に積極的に取り組むためには、やはり県の支援が必要不可欠である。そして、空家等対策の推進に関する特別措置法の第八条に『都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。』と定められている。現在、空き家問題は想像を絶するスピードと規模で進行している。この問題を軽んじることは、負の遺産を増大させることに他ならない。

県においても、この空き家問題を喫緊の課題と捉え、積極的に25市町の現状把握や、情報発信の核となるべくリーダーシップを発揮していただくことを大いに期待したい。

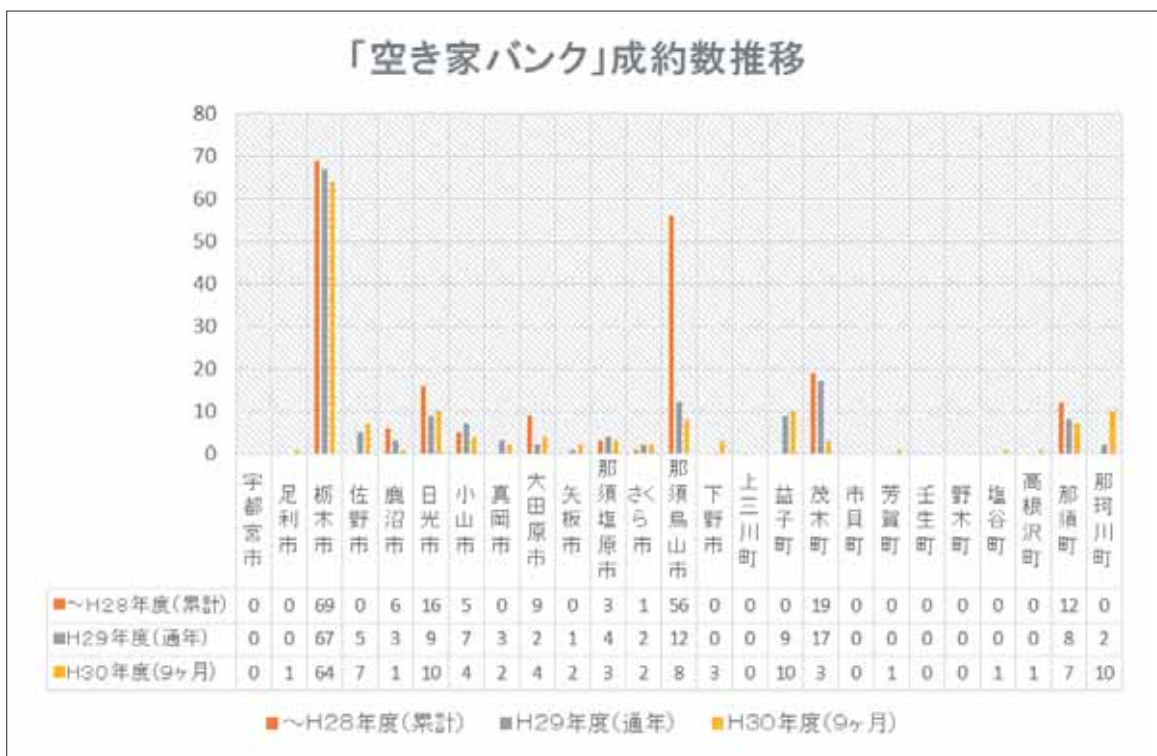
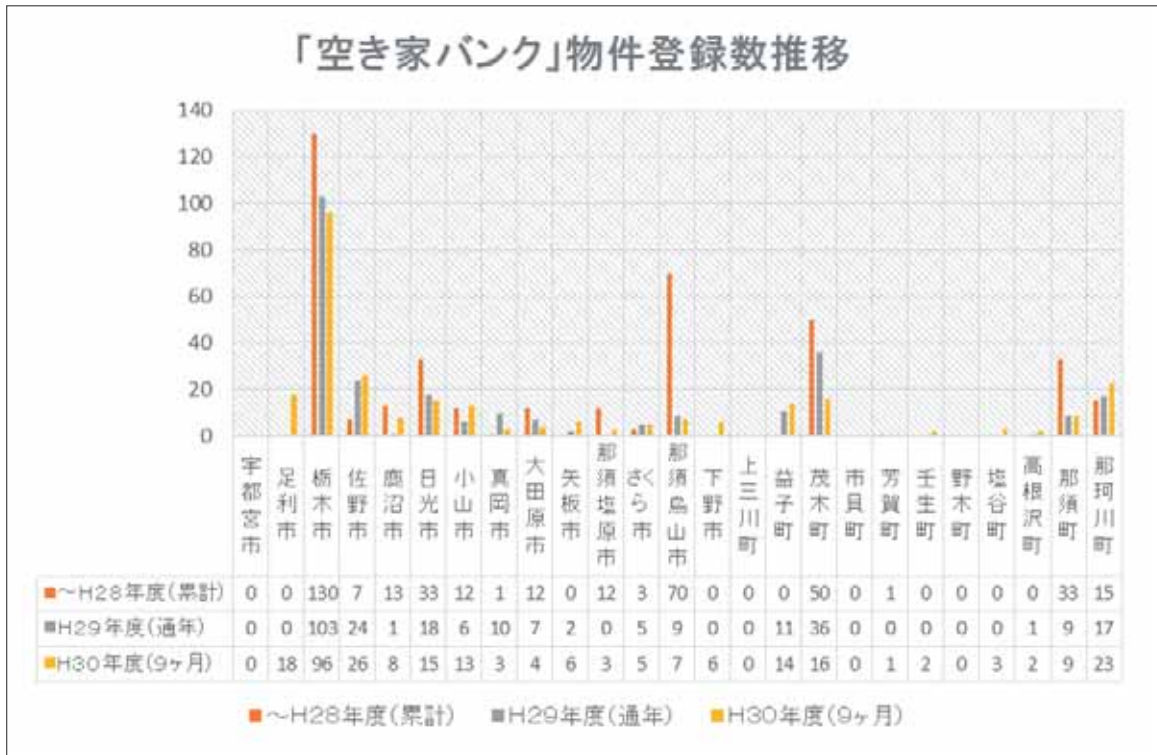
最後に、今回示した2つの提言をきっかけに、地方創生に向けた施策の一環として25市町の積極的な取組が図られ、「老後の生活」、「南海トラフ地震の安全な移住先」、「自然に囲まれた子育てライフ」、「企業拠点進出」等を検討する際に、選択肢の中に素晴らしい資源とポテンシャルに満ち溢れた栃木県の名前が真っ先に挙げられるようになることを切に願っている。

なお、今回の調査研究を進めるに当たり、地域コミュニティ論を専門とする宇都宮大学地域デザイン科学部コミュニティデザイン学科の石井大一郎准教授から、地域コミュニティのあり方に関し、レポートを執筆いただいたので、各市町において空き家問題に取り組むに際し参考にされたく掲載する。(別添資料③参照)

資料編

① 県内市町の空き家対策状況ヒアリング一覧

- 各25市町の空き家対策担当窓口に対して、電話にてヒアリングを行った結果である。
- 25市町全体の空き家対策の進捗度合いを見る目的で作成した。
- 空き家対策計画の策定や7条協議会の設置状況、空き家対策条例制定、宅建協会「空き家バンク」締結状況、以上の4項目は、進捗度合いに応じて色分けして表示。



【県内市町の空き家対策状況】 ※①平成29年5月②平成30年5月③平成31年1月 ヒアリング実施

市町	担当課	空き家対策計画 策定状況	7条協議会の 設置状況	空き家対策条例 制定状況	宅建協会 「空き家バンク協 定」締結状況	空き家バンク(空地含む)								取組状況				地域の特徴 (空き家関連)	備考											
						登録数(軒)				成約数(賃貸含む:件)				予算 (①利活用 ②特定空家)	予算の詳細	人員配置	取組内容			自治会連 携している 自治会	移住定住 相談窓口 があるか	固定資産 通知書に シラン								
						～H28年度 (累計)	H29年度 (通年)	H30年度 (9ヶ月)	計	～H28年度 (累計)	H29年度 (通年)	H30年度 (9ヶ月)	計																	
1	宇都宮市	生活安心課	策定済 (H29.4.27)	法定外組織 (H26.5)	施行済 (H26.7.1)	独自設置予定 (H30年度末)	—	—	—	0	—	—	—	0	②1100万	解体費用 2/3 上限70万	4名(兼務)	昨年に引続き、空き家会議開催。活用促進を図る。自治会連合会と連携し、発生抑制に繋がる相続、遺言関連でセミナー実施予定。	なし	有り (29～)	実施	昔開発された団地に空き家が多い(虫食い状態)	・空き家対策3本柱(①管理不全の解消②発生抑制③利活用) ・H30.8～空き工場用地バンク展開							
2	足利市	建築指導課 空き家対策担当	策定済 (H30.1)	法定外組織 (H31.4予定)	施行済 (H25.6.1)	締結済 (H30.6)	—	—	18	18	—	—	1	1	—	①②それぞれH31年度 予算計上予定あり	3名(専属)	今年度約6000軒の空き家調査実施。4分類に分けてデータベース化する。H31.3に発表し、自治会に情報提供し連携予定。	有り	H31.4 開設予定		旧市街地(中心部)に空き家増加が目立つ	・市民グループ「つなぐつむぐ会」 発足。市と連携。							
3	栃木市	住宅課 住宅政策係 定住促進係	策定済 (H29.3.17)	未定	施行済 (H27.4.1)	締結済 (H25.12.27)	130	103	96	329	69	67	64	200	①9,700万 ②1,500万	①移住者向け新築・中古 70万前後 ②解体 1/2 上限50万	8名(専属)	・H29国交省の補助事業で、自治会と連携し空き家の流通に繋げる事業を展開し、表彰を受ける。 ・H30上記事業で、空き家をDIYや民泊に低コスト利活用の事業を展開中。	先進事例あり	有り	実施	・蔵の街で古い建物多い ・高齢化率高い(予備軍)	・宝島社の2019年「住みたい田舎」ベストランキングで、子育て世帯部門全国1位、総合部門2位を獲得。							
4	佐野市	建築住宅課 空き家対策室	策定済 (H29.1.23)	法定外組織 (H28.8)	予定なし	締結済 (H28.11.8)	7	24	26	57	0	5	7	12	①1,000万 ②1,000万	①改修:1/2 最大50万 ②解体:1/2 最大50万	3名(専属) 1名(兼務)	・県司法書士会と協定締結(県内初) ・空き家隣接の小さな農地を一般人が購入できるように検討。	なし	有り (30.4 ～)	実施	・中心市街地に空き家多い (道路付が困難) ・活用の方が進まない。	・特定空家の解体20件実行(H29)							
5	鹿沼市	建築課 空き家対策係	策定済 (H29.3.1)	法定外組織 (H28.10)	施行済 (H25.6.1)	締結済 (H27.6.15)	13	1	8	22	6	3	1	10	①改修補助あり (空家限定なし) ②2,000万 (不良住宅舎)	①改修10%最大10万 ②解体 1/2 最大50万	3名(専属)	・不動産業者との連携強化。 ・解体補助H30.6～実施(40件見込) ・H30.5～中山間地域における空き家を付属する農地の取得下限面積を30㎡→1.5㎡に緩和。(県内初)	連携中	有り		特になし	・山間部は農地が絡み流通性難あり ・空き家所有者に対し、空き家啓発パンフレットを送付している。 ・H27.1～空き工場バンクも展開中							
6	日光市	地方創生 推進課	策定済 (H30.3.8)	法定外組織 (H26.7)	施行済 (H26.7.1)	締結済 (H26.1.16)	33	18	15	66	16	9	10	35	改修補助あり (空家限定なし)	改修費用 10% 最大15万	不明(他の課 分担)	東京で移住セミナー実施。 (市主催、県主催)	なし	なし	実施	・売却希望者多い⇒売買 (道路付が困難) ・活用の方が進まない。	・市外在住の購入者40～70代多い。 ・今市日光藤原地区の登録が多い。栗山足尾は少ない							
7	小山市	建築指導課 空き家対策室	策定済 (H30.3)	設置済 (H29.2)	施行済 (H26.10.1)	締結済 (H26.10.8)	12	6	13	31	5	7	4	16	①270万円 ②500万円	リフォーム費用 1/2 最大50万 インスペクション費用 1/2 最大5万(県内初) 空き家管理費用等	5名(専属)	・司法書士界との連携協定締結 ・空き家バンク助成を5種類に拡大 ・「おやま暮らしお試しの家」オープン ・小山高専と連携し実態調査を実施 ・委員会を設置し、特定空家等を認定	有り	有り	実施	・小山地区、間々田地区など 中心市街地に空き家多く存在 ・管理不全な空き家は市街化 調整区域に多い	・喫煙課題:駅周辺の空き家・空き 家の活用(交流施設・民泊)							
8	真岡市	建設課 市民生活課	予定 (H31)	法定外組織 (H30年度予定)	施行済 (H30.4.1)	締結済 (H28.8.22)	1	10	3	14	0	3	2	5	①200万	改修費用 1/2 最大50万	3名(兼務)	・官民協働の冊子作成(700部) ・空き家所有者向けにダイレクトメール	なし	なし	実施	特になし	・連売分譲価格安く、空き家価格とあまり 差がなく空き家が売れにくい ・バンク登録申請はあるが、事務手 続きに時間がかかる							
9	大田原市	都市計画課	予定 (H31)	法定外組織 (H26.9)	施行済 (H26.9.1)	締結済 (H26.8.1)	12	7	4	23	9	2	4	15	①250万	空き家改修費補助金 1/2 最大60万 空き地利活用事業費補 助金 最大70万	2名(兼務)	・中心部で毎年1回空き家調査実施 ・中心部空地に住宅又は店舗新築費 補助金 1件当たり50万円(県内初)	有り	有り	実施	・中心部に空き家多い(虫食い) ・農村部は住みづらい	・今年度特定空家の制度整備注力 ・毎年50件の苦情あり(夏場増加)							
10	矢板市	都市整備課	予定 (H30)	法定外組織 (H30.7)	施行済 (H30.10)	締結済 (H29.6)	—	2	6	8	—	1	2	3	—	①②それぞれH31年度 予算計上予定あり	3名(兼務)	・H29 空き家実態調査済み。6つにラン ク分け済み。(利活用物件は50%程 度)	有り	なし	実施	特になし	・特定空家の助言・指導を始める。							
11	那須塩原市	都市整備課	策定済 (H29.6)	法定外組織 (H28.8)	施行済 (H28.4.1)	締結済 (H28.3.8)	12	0	3	15	3	4	3	10	①250万 ②1,600万	①改修等1/2最大50万 ② “ ” (国補助有)	3名(兼務)	・H29にシステム導入済み。 ・H30に空き家所有者アンケート実施。 所有者判明 土地90%、建物30%。	有り	有り		・西那須野駅周辺に空店舗 ・塩原に空旅館 増加								
12	さくら市	総合政策課 都市整備課	予定 (H31)	法定外組織 (H31年予定)	予定あり (H32～)	締結済 (H28.8.2)	3	5	5	13	1	2	2	5	—	—	1名(兼務) 3名(兼務)	・4月からバンクに空地登録OK。 (登録ニーズに応えた形) ・H29 空き家調査実施→333軒有り	なし	なし	実施	バブル期の分譲地(喜連川) の所有者から賃貸相談増								
13	那須烏山市	まちづくり課	予定なし	予定なし	予定なし	締結済 (H27.1.15)	70	9	7	86	56	12	8	76	改修補助あり (空家限定なし)	改修費用 10% 最大10万	1名(兼務)	・H30 空き家取得者に奨励金10万円 (49歳以下が対象) ・更に移住者に加算金15万円 ・更に子育て世代に加算金15万円	なし	なし	実施	居住型の空店舗の対策が難 しい(区分けが困難)	・今後はコンパクトシティ化の方向 ・H19.11～独自の空き家バンク開始							
14	下野市	安全安心課 都市計画課	策定済 (H30.3)	設置済 (H29.3)	予定なし	締結済 (H30.3)	—	—	6	6	—	—	3	3	①250万 ②250万(H31 年度予定)	①改修:1/2 最大50万 ②解体:1/2 最大50万	1名(兼務)	・9月からバンクの物件募集開始。 ・特定空家の認定基準と措置マニ ュアル作成予定。(H31.3 完成予定)	過去に 連携	なし		特定空家等の現況調査(158 軒に絞込み)を実施	・今年度、協議会4回実施予定 ・発生予防の為、所有者に注意喚起 ・開発等の裁量が栃木土木事務所 であり内製化できていないので時間を 要する							
15	河内郡	上三川町	建築課	予定 (H31)	法定外組織 (H30.6)	施行済 (H29.7)	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—	2名(兼務)	・H29 空き家調査済み。空き家175軒有り。 ・まずは協議会発足が優先。	なし	なし		特になし								
16	芳賀郡	益子町	企画課	未定	未定	準備中	締結済 (H29.1.25)	0	11	14	25	0	9	10	19	—	—	4名(兼務)	・H30 バンクに空地追加。H29年に 169件の空地等利用相談あり。 (ニーズ高い)	過去に 連携	有り	実施	特になし	・H29 空き家バンク調査を自治会に 委託し実施した						
17		茂木町	企画課	未定	未定	予定なし	独自に設置 (H27.4.1～)	50	36	16	102	19	17	3	39	①350万 (賃貸・購入OK)	改修費用1/2最大50万 ※5年定住条件付	3名(兼務)	・移住定住重視 ・知名度向上の対策を考える	過去に 連携	有り	実施	特になし	・空き家バンク利用登録210件あり ・H23頃 空き家調査を自治会依頼						
18		市貝町	総務課	未定	未定	予定なし	未定	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—	2名(兼務)	H28 空き家調査実施しシステム化して おり、H30は更新作業をする。	なし	なし		特になし	・就農で移住者の方から、空き家利用 ニーズあり。						
19		芳賀町	都市計画課	未定	設置済 (H30.3)	予定なし	締結済 (H26.7.24)	1	0	1	2	0	0	1	1	①100万	改修費用等 1/2 最大50万	4名(兼務)	賃貸物件も登録OK	連携中	なし		農村地域で特定空家あり	・5年毎に空き家調査を自治会依頼 ・毎年、空き家管理の通知発送						
20	下都賀郡	壬生町	建設課 住宅係	策定済 (H30.8)	設置済 (H29.12)	細則あり (H28)	締結済 (H30.2)	—	—	2	2	—	—	0	0	①150万 ②150万	①改修等:1/2最大50万 ②解体:1/2最大50万	2名(兼務)	・H30 空き家調査内容の更新	なし	なし		特になし							
21		野木町	未来開発課	策定済 (H30.4)	設置済 (H28.9)	予定なし	予定 (H31.2)	—	—	—	0	—	—	—	0	—	—	2名(兼務)	・利活用の促進を中心に進めてい く。	有り	有り		・市街化区域に空き家の割 合が高い							
22	塩谷郡	塩谷町	企画調整課	策定済 (H29.7)	設置済 (H28.12)	予定なし	締結済 (H30.8)	—	—	3	3	—	—	1	1	—	—	2名(兼務)	・H29空き家所有者にアンケート実施 ・H30 空き家バンクの立上げに注力	連携中	なし	H31 実施予定	・農地が多く、流通が課題 ・移住ニーズあり	・H28空き家調査を実施 ・H30空き家追跡調査を自治会依頼						
23		高根沢町	都市整備課	予定なし	予定なし	施行済 (H27.4.1)	締結済 (H29.2.15)	0	1	2	3	0	0	1	1	—	—	2名(兼務)	・移住定住に注力。子育て施策等	有り	有り	実施	・宅内農地が足かせ ・老朽化進んでいる空家多。	・自治会長と連携している						
24	那須郡	那須町	ふるさと 定住課	未定	未定	検討中	独自に設置 (H27.9～)	33	9	9	51	12	8	7	27	他市町村から の転入補助 1,000万	最大130万円(基本額 ・新築50万、中古購入 30万、増改築20万)別途 加算額あり	2名(兼務)	・今年度、空き家調査している ・若者の移住定住に注力	なし	有り		・別荘が多く、区別が困難 ・空旅館の対応が急務 ・未線引地域多く把握困難	・利用申込33件で、成約11件あり ・移住コーディネーターを民間から 1名設置(H30.5～)						
25		那珂川町	企画財政課	未定	予定なし	準備中	締結済 (H28.4.6)	15	17	23	55	0	2	10	12	①50万	改修費用等 1/2 最大20万	4名(兼務)	・空き家調査実施し、空き家200軒 ・首都圏での移住相談会に参加	有り	なし	実施	空家点在、交通の便悪い	・賃貸で3件成約 ・H31に空き家担当係の設置検討中						
合計							392	259	280	931	196	151	144	491																

※赤字で示した箇所は、初回ヒアリング時(平成29年5月)と比べて、対応に前進がみられた箇所

次のグラフは、空き家バンクの累計空き家登録数（～平成30年12月）を、資料編の④栃木県内各市町の空き家率（平成25年住宅・土地統計調査より）に掲載されている、“その他空き家数”で除したものである。比較対象の年次の違いや、空き家解体数が反映されていない部分はあるが、多い市町でも10%程度で、半数以上の市町が1%に満たないのが現状である。まだまだ空き家バンクへの登録余地が大きいと言わざるを得ない状況である。



【算出根拠】

	宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市
下記比率	—	0.3%	7.8%	1.4%	0.7%	2.1%	0.7%	1.2%	1.7%	0.8%	0.5%	2.5%	12.1%	0.7%
空き家バンク登録数	—	18	329	57	22	66	31	14	23	8	15	13	86	6
その他の空き家数	10,710	5,530	4,220	4,010	2,940	3,070	4,210	1,150	1,350	1,000	2,980	520	710	830
	上三川町	益子町	茂木町	市貝町	芳賀町	壬生町	野木町	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町			
下記比率	—	3.9%	10.0%	—	0.5%	0.2%	—	—	0.8%	5.8%	9.3%			
空き家バンク登録数	—	25	102	—	2	2	—	3	3	51	55			
その他の空き家数	750	640	1,020	—	370	920	570	—	390	880	590			

※ヒアリングから読み取れる25市町の先進事例

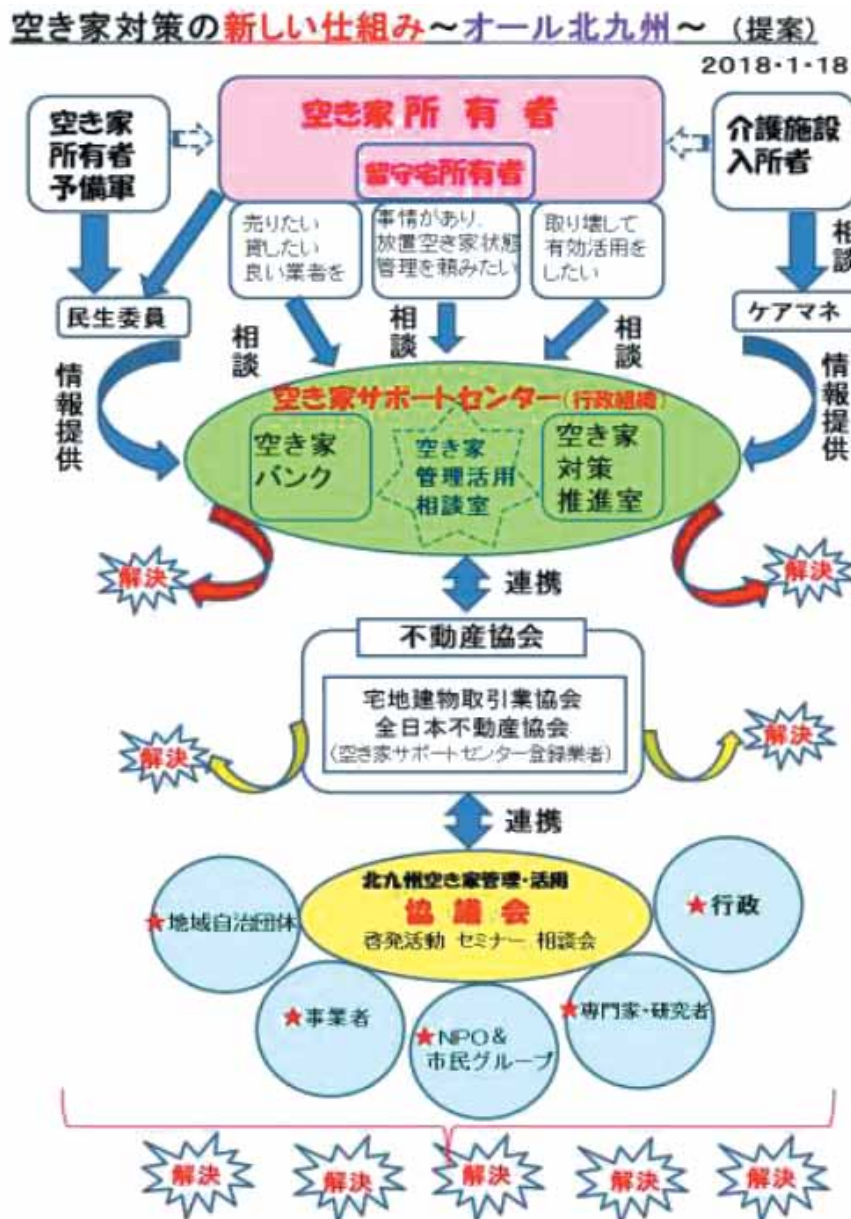
- ・栃木市：2019年「住みたい田舎」ベストランキング子育て世帯部門全国1位。
- ・鹿沼市：平成30年5月から、中山間地域において空き家に附属した農地取得の下限面積を30アール→1アールに緩和。農地付空き家を購入しやすくした。
- ・佐野市：県司法書士会と「空き家対策の推進に関する協定」を締結した。相続や登記などの行政での対応が難しい専門的な分野で法律的なアドバイスを行う。
- ・小山市：登録空き家物件のインスペクション（建物状況調査）に要する経費の補助（総費用の1/2 最大5万円）を創設。
- ・那須町：移住コーディネーターを民間から1名登用。

② 北九州空き家管理活用協議会の取組

高齢化問題と空き家問題が最大の社会問題となっている北九州市では、平成28年11月に産学官民金が連携した「北九州空き家管理活用協議会」を設立し、様々な先進的な取組を行っている。

具体的には、行政に空き家の総合相談窓口を設置し、空き家予備軍の情報に一番早く接する民生委員やケアマネージャー等と連携し情報提供をしてもらう試みである。多くの市町では、空き家は都市計画部門の管轄で、民生委員やケアマネージャーは保健福祉部門と管轄が異なるが、空き家問題と高齢化問題は切り離すことのできない問題であり、民間を含めたオール北九州で課題解決にあたるものである。

【北九州空き家管理活用協議会のイメージ図】



出典：国土交通省 平成29年度先駆的空き家対策モデル事業より

③ 地域コミュニティの在り方

宇都宮大学地域デザイン科学部 石井大一郎

空き家と地域コミュニティの関係について、空き家を生かした地域づくりを進める観点から、その要点を整理してみたい。

(1) 地域コミュニティの再組織化

地域住民が主体となり空き家を発見したり、空き家予備軍への調査を行ったりするためには、自治会をはじめとした地域コミュニティが力を発揮しなくてはならない。しかし、多くの地域コミュニティは担い手の高齢化や、輪番による役員交代等により、新たな取組をしづらく、ノウハウを蓄積できないと行った課題がある。こうした地域の状況を変えるための一つの方策が、特定課題に継続的に取り組むための地域コミュニティの再組織化である。以下のパターンがあるだろう。

- ① 自治会の中に、あるいは自治会の諮問機関として、独立したプロジェクトチームやまちづくり問題委員会などを組織して、継続的に取り組む。
- ② 隣接自治会や不動産事業者と連携して協議会を作るなど、活動範囲を広げる。空き家だけでなく、関連する防犯や防災などの地域課題と合わせて議論するチーム作りが、新たな住民の参画を促す意味でも鍵となる。

(2) 空き家のコミュニティ活用を通して地域コミュニティを育む

地域コミュニティは、初めからそこに在るわけではない。地域的なまとまりの中で共通の課題や関心があり、それに向けて住民一人ひとりがつながることで育まれる。そして育む拠点として空き家を生かす。空き家を“地域みんなのリビング”のように使えるよう、ハード整備からソフト事業まで、多様な住民の参画を得て検討し、つくり、運営する。このプロセスを通して、住民同士の対話や合意形成の技術が育まれる。これらを実現するために行政などの支援機関は以下の支援が必要だろう。

- ・空き家所有者と地域をつなぐ支援、建築事業者や大学などの空き家活用に関心を持つ団体などをつなぐ支援
- ・コミュニティ活用をするための改修に係る資金援助
- ・新たな住民層を巻き込んだ活用法の検討
- ・合意形成のためのファシリテーターの派遣
- ・空き家活用と展開のための評価の支援

(3) 移住者や事業者を地域が受けとめる意識の醸成

地域社会の中で安心して住み始める、あるいは事業を開始するためには、移住者や事業者は、近隣や自治会などの地域組織と良い関係を築くことが不可欠である。例えば、移住者であれば、災害時の対策や教育環境などの十分な情報を得たいであろうし、交流の場に参加し、歓迎されたいだろう。また事業者であれば、

地域の理解を得て新たな顧客を開拓したり、連携先を広げていきたいだろう。このように、移住者や事業者は、転居先を経済的な側面だけでなく社会的な側面も重視するのである。地域コミュニティはこうした転居（予定）者のニーズをどれだけ自覚し、応えているだろうか。地域コミュニティが行えることとして、以下のようなことがあるだろう。

- 移住者に対して

転居後に、例えばウェルカムパーティを開催し歓迎する。また、自治会などの地区のホームページを整備するなどし、地区の活動状況が分かるようにする。

- 事業者に対して

事業者による地域イベントの開催において、自治会などの地域組織が協力する。また、事業内容に応じて災害時協定を結ぶなど、事業者が地域貢献しやすいつながり環境をつくる。

地域コミュニティを主体とした、「空き家を生まない」、そして「空き家を活用する」地域づくりは待ったなしであるが、上述したように、組織づくり、新たな住民層の参画、転居者を受け止める意識は不十分なままである。これらの点については、モデル自治会を定めるなどして、その意義を周知するとともに実践力を養っていく必要があるだろう。

④ 栃木県内各市町の空き家率 ※調査対象は、市区及び直近の国勢調査で人口1万5千人以上の町村であるため、市貝町及び塩谷町は調査対象外

No.	市 町	住宅総数 (A)	うち空き家数 (B)	二次的住宅を除く空き家率			順位	賃貸・売却用 住宅空き家率 (D/A)	順位	その他の住宅 空き家率 (E/A)	順位	
				二次的住宅数(C)	賃貸・売却用(D)	その他空き家(E)						
1	宇都宮市	250,610	39,800	440	28,650	10,710	15.7%	6	11.4%	2	4.3%	19
2	足利市	71,960	13,300	160	7,610	5,530	18.3%	2	10.6%	4	7.7%	4
3	栃木市	63,200	8,250	250	3,780	4,220	12.7%	14	6.0%	15	6.7%	11
4	佐野市	53,700	9,040	230	4,800	4,010	16.4%	4	8.9%	9	7.5%	6
5	鹿沼市	39,220	5,080	130	2,010	2,940	12.6%	15	5.1%	17	7.5%	5
6	日光市	39,280	7,420	1,010	3,340	3,070	16.3%	5	8.5%	12	7.8%	3
7	小山市	72,600	10,550	90	6,250	4,210	14.4%	11	8.6%	11	5.8%	13
8	真岡市	31,720	4,480	130	3,200	1,150	13.7%	12	10.1%	6	3.6%	20
9	大田原市	30,300	3,540	150	2,040	1,350	11.2%	19	6.7%	14	4.5%	18
10	矢板市	14,580	2,770	240	1,530	1,000	17.4%	3	10.5%	5	6.9%	9
11	那須塩原市	54,410	10,740	2,860	4,900	2,980	14.5%	9	9.0%	8	5.5%	14
12	さくら市	17,050	2,630	600	1,510	520	11.9%	18	8.9%	10	3.0%	23
13	那須烏山市	10,890	1,310	260	340	710	9.6%	22	3.1%	21	6.5%	12
14	下野市	25,470	3,880	200	2,850	830	14.4%	10	11.2%	3	3.3%	21
15	上三川町	10,790	1,360	10	600	750	12.5%	16	5.6%	16	7.0%	8
16	益子町	8,630	890	20	230	640	10.1%	20	2.7%	22	7.4%	7
17	茂木町	6,220	1,290	0	270	1,020	20.7%	1	4.3%	19	16.4%	1
18	芳賀町	5,460	710	160	180	370	10.1%	21	3.3%	20	6.8%	10
19	壬生町	16,980	2,180	80	1,180	920	12.4%	17	6.9%	13	5.4%	15
20	野木町	11,500	1,770	60	1,140	570	14.9%	7	9.9%	7	5.0%	17
21	高根沢町	12,580	1,890	50	1,450	390	14.6%	8	11.5%	1	3.1%	22
22	那須町	16,880	8,520	7,360	280	880	6.9%	23	1.7%	23	5.2%	16
23	那珂川町	6,560	1,000	110	300	590	13.6%	13	4.6%	18	9.0%	2
栃木県		879,000	143,400	14,600	78,500	50,200						

(出典) 平成25年住宅・土地統計調査

社会問題委員会 名簿

(敬称略)

	委員会役職	氏名	企業名	役職名
1	委員長	上野 勝弘	上陽工業(株)	代表取締役
2	副委員長	伊原 修	(株)大高商事	代表取締役社長
3	副委員長	木内 久生	(株)五光宇都宮店	代表取締役社長
4	副委員長	関口快太郎	(株)関口	代表取締役社長
5	副委員長	長谷部周彦	東日本電信電話(株)	理事 栃木支店長
6	副委員長	吉田 範行	東京ガス(株) 宇都宮支社	支社長
7	副委員長	若月 裕之	鈴運メンテック(株)	代表取締役社長
8	オブザーバー	小林 辰興	(株)栃木銀行	相談役
9	委員	青木 栄久	(株)オーリス	代表取締役社長
10	委員	阿久津廣行	(株)工藤設計	取締役会長
11	委員	飯村 慎一	光陽電気工事(株)	代表取締役社長
12	委員	磯部 尚士	磯部建設(株)	代表取締役
13	委員	奥山 浩司	日本プラスター(株)	代表取締役社長
14	委員	加藤 潔	(株)あしぎん総合研究所	代表取締役社長
15	委員	川村 英史	積水ハウス(株)	常務執行役員 北関東営業本部長
16	委員	栗田 司	栗田工業(株)	取締役会長
17	委員	郡司 祐一	(株)関東農産	代表取締役
18	委員	古口 勇二	(株)古口工業	代表取締役
19	委員	小林 保彦	(株)宮市	代表取締役社長
20	委員	斎藤 孝彦	(株)不二ロジカーゴ	代表取締役社長
21	委員	佐々木宏幸	A I S総合設計(株)	代表取締役社長
22	委員	佐藤 政文	損保ジャパン日本興亜(株) 栃木支店	支店長
23	委員	篠崎裕二郎	篠崎建設(株)	代表取締役
24	委員	芝山 哲	仙波糖化工業(株)	取締役 経営管理本部長
25	委員	渋井 誠	準会員	
26	委員	須賀 英之	宇都宮共和大学 宇都宮短期大学	学長
27	委員	田嶋 富夫	(株)宝栄	代表取締役社長
28	委員	蓼沼 恒男	三好砒業(株)	代表取締役社長
29	委員	塚本 貴土	芳賀通運(株)	代表取締役社長
30	委員	中津 正修	トヨタウッドユーホーム(株)	代表取締役社長
31	委員	中山 文仁	(有)中山運送	代表取締役
32	委員	長谷川静夫	(株)カンセキ	代表取締役会長
33	委員	林 明夫	(株)開倫塾	代表取締役社長
34	委員	深澤 雄一	(株)フカサワ	代表取締役会長
35	委員	藤井 賢三	(株)電通東日本とちぎオフィス	所長
36	委員	藤井 昌一	藤井産業(株)	代表取締役社長
37	委員	藤川 欣洋	(株)エフアンドエフ	代表取締役
38	委員	伏木 昌人	栃木信用金庫	理事長
39	委員	増渕 勝明	(株)増渕組	代表取締役社長
40	委員	増渕 正二	フタバ食品(株)	代表取締役社長
41	委員	町田 卓大	(株)町田建塗工業	代表取締役
42	委員	松永 建太	(株)NTTドコモ 栃木支店	理事 栃木支店長
43	委員	水沼 孝夫	(株)インターセック	代表取締役
44	委員	村上 龍也	(株)村上	代表取締役
45	委員	室賀 裕子	(有)ガロムユウ	代表取締役
46	委員	森田 一穂	因北斗会宇都宮東病院	常務理事 事務長
47	委員	山中 重雄	(株)こぶし	代表取締役
48	委員	湯澤 隆司	(株)ユザワ	代表取締役
49	委員	吉田 恭平	(株)ダイニチ	代表取締役
50	委員	吉田謙一郎	学長代行	獨協医科大学
51	委員	渡部 渉	(株)カナメ	取締役会長
52	事務局	半田 徹郎	(公社)栃木県経済同友会	マネジャー
53	事務局	蓮沼 翔子	(公社)栃木県経済同友会	マネジャー

来てみたら 住みたくなった 栃木県



公益社団法人 栃木県経済同友会

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館8階

TEL.028-632-5511(代) FAX.028-632-5500

URL <http://douyuukai.jp/>